

会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

令和2年3月16日（第12日目）

議 長（佐藤孝悟君）

おはようございます。

ただいまから令和2年平泉町議会定例会3月会議、12日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、総務課長から発言の申入れがありましたので、これを許可します。

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

それでは、皆さんおはようございます。

議事日程に入る前に、令和2年度平泉町一般会計当初予算分析書の一部の訂正をさせていただきますと思います。

それでは、令和2年度平泉町一般会計当初予算分析書と令和2年度平泉町一般会計当初予算分析書の正誤表をご用意いただきたいと思います。

分析書の9ページをお開きいただきたいと思います。

区分欄の下段の3の他会計への繰出金補助金等の説明欄下から5行目、消火栓設置管理費負担金の財源内訳の財源内訳欄の訂正でございます。正誤表の正表のとおり、地方債欄を140万円に、一般財源欄を279万5,000円に訂正させていただくものでございます。それに伴いまして、計の財源内訳欄の地方債欄を140万円に、一般財源欄を3億5,089万円に訂正させていただくものでございます。

大変申し訳ございませんでした。

議 長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

審議に入る前に一言、議会代表で言わせていただきたいと思います。

当局でも一生懸命頑張って提案していただくことは、十分に私たちも承知しておるところでございますが、大型事業に関しても、ここ何回か訂正だったり差し替えだったりということが多く見られます。こちらから見ると、少し緩みがあるのかなというふうな疑いもないわけではないわけです。

私たちは、当局の信頼をもってこの場で審議をすることでございますので、どうぞ十分に町長をはじめ緊張感を持って提案をしていただきたいということをお話し申し上げて、私からの議会から代表ということでお話し申し上げます。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

私といたしましても、今回の訂正に関しましては、大変日々職員の方々にも口を酸っぱく、そして担当部署にも指示をいたしているところでもあります。

事業の変更等々、様々なことが急遽生じたり、そういった部分についてはご理解いただいているものと思いますが、しかしながら、やはり常に、常にとりより訂正が生じるということは、やむを得ない事情のこともあります。また、今回、今般のようにちょっと注意力が欠けていた部分というのが、そういう見逃せない部分もあると思います。

そういった意味では、自分自身も肝に銘じながら、士気を高めながら今後も対応してまいりますので、今後とも特段のご理解とご指導を賜りたいというふうに思っております。大変申し訳ありませんでした。

議長（佐藤孝悟君）

議長から諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出された追加議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したので報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

本日の議事日程は、お手元の配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定しました。

直ちに本日の日程に入ります。

議長（佐藤孝悟君）

日程第1、総務教民常任委員会の委員会調査報告書を議題とします。

この調査について、総務教民常任委員会委員長の報告を求めます。

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

7番、升沢です。

議長（佐藤孝悟君）

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時07分

議長（佐藤孝悟君）

それでは再開をいたします。

7 番（升沢博子君）

おはようございます。

それでは、総務教民常任委員会の報告を行います。

平泉町議会議長、佐藤孝悟様。

総務教民常任委員会委員長、升沢博子。

委員会調査報告書。

本委員会が調査した事件について、調査の結果を下記のとおり会議規則第76条の規定により報告します。

1、調査事件、総務教民常任委員会所管に係る調査について。

（1）魅力ある子育て支援について。

2、調査の経過につきましては、平成30年8月29日より、調査事項・場所、説明員・随行者につきましては、皆様にお目通しをいただきたいと思います。令和2年3月11日まで、以下のとおり調査を行いました。

3、調査意見。

女性の社会進出が進み、共働き世帯が増加する中、子供を育てながら働くための環境が必要であり、子育て支援の充実は当町における喫緊の課題と考える。

当町の教育、保育環境の現状は、待機児童や保育士の不足などの課題がある。その解決には、乳児から幼児、学童と発達段階に応じた切れ目のない保育・教育の連携を図ることができる「認定こども園」への移行を目指すべきと考える。

また、教育と保育を総合的に行う（仮称）子育て支援課を設置し、子育て世代への相談体制の充実など、一体的なきめの細かい子育て支援環境の整備に努力されたい。

2、ファミリーサポート事業については、一関市社会福祉協議会への委託支援事業であるが、周知が十分ではなく、当町の利用は少ない現状にある。当町の状況を踏まえ、主体的な事業運営となるよう、子育てに不安を抱えた親たちにも対応をできるサービスであることを丁寧に周知し、事業費の拡充を図り、利用拡大を目指すべきである。

また、利用者を増やすために、当町の預かり会員の人材養成に取り組まされたい。

以上、調査意見をつけましてご報告申し上げます。皆様のご審議をよろしく願います。

議長（佐藤孝悟君）

ただいま報告のあった委員会調査報告書は議決を必要とするものではありませんが、特に質問があれば発言願います。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

なければ、次に進行いたします。

議長（佐藤孝悟君）

日程第2、産業建設常任委員会の委員会調査報告書を議題とします。

この調査について、産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

10番、千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

委員会報告をいたします。

平泉町議会議長、佐藤孝悟様。

産業建設常任委員会委員長、千葉勝男。

委員会調査報告書。

本委員会が調査した事件について、調査の結果を下記のとおり会議規則第76条の規定により報告いたします。

記。

1、調査事件、産業建設常任委員会所管に係る調査について。

（1）社会基盤整備について。

（2）農業振興策について。

（3）観光振興策についてであります。

調査の経過につきましては、多岐にわたっておりますので、お目通しをいただきたいと思います。

調査意見であります。

本委員会は、「社会基盤整備について」、「農業振興策について」及び「観光振興策について」、先進地視察研修を実施しながら調査検討した。

1、社会基盤整備について。

地域課題や行政区要望への対処については、施行基準を見直したことに伴い、よりの確な実施が期待される場所である。

本委員会は、地域環境の変遷に伴う町道、生活道路の整備未着工箇所について、着工優先順位等の再検討を求めてきた。引き続き、住民が安全に安心して暮らすことのできる環境づくりに努められたい。

近年の異常気象による豪雨は想定以上の規模で、その被害も甚大なものとなっている。令和元年10月に発生した台風19号被害を教訓に、自然災害の未然防止に向けた計画的な防災・減災対策を推進することと併せ、町内に160か所設置されている「治山ダム」のうち、維持・管理区分が町に帰属する「治山ダム」の中には、放置できない現状となっている事例もあり、早急な対応に努められたい。

2つ目であります。農業振興策について。

道の駅開業から3年を経過したが、町内産品販売率が伸び悩んでいる。

農業就労年齢の高齢化と担い手不足の中であって、畑作農業に対する支援策と中山間地農業を支える体制の課題が惹起している。

本委員会が視察した「あわら市・農業支援センター」の取組も考慮しながら、農業振興関連事業の策定を期待をする。

鳥獣被害対策は、尽きることのない不断の取組によって被害軽減につながることは論をまたない。この間の町の支援事業とも相まって、今後もきめ細やかな環境整備や町民意識の啓蒙活動、鳥獣被害対策実施隊が活動しやすい取組に、行政の積極的な支援が求められている。

3つ目であります。観光振興策について。

観光産業による地域経済への波及効果は、観光消費額のうち直接効果として、町内で受給される商品やサービスの生産額と直接効果から誘発される町内で賄われる生産額に分けられる。観光客の増加による期待は大きいものの、町内で賄われる生産物が少ないこと、町外流出が大きい産業が多く、町の経済波及効果に反映されていないことが想定をされている。

観光客の消費効果を増やす滞在日数や滞在時間の拡大、浄土の館の積極的活用策、道の駅の利・活用促進などのプランニングの提案が求められていると言える。官民一体で観光振興を進めるDMOが発足したことを踏まえ、観光を通じた地域活性化の契機となる本町の取組を期待をする。

以上であります。よろしく申し上げます。

議長（佐藤孝悟君）

ただいま報告があった委員会調査報告書は議決を必要とするものではありませんが、特に質問があれば発言願います。

（発言する者なし）

議長（佐藤孝悟君）

なければ、次に進行いたします。

議長（佐藤孝悟君）

日程第3、議案第1号、平泉町監査委員に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第1号、平泉町監査委員に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

この改正は、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の整備を図ろうとするものでございます。

それでは、参考資料の1ページの議案第1号参考資料、平泉町監査委員に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表によりご説明をいたします。

改正後（案）の欄をご覧ください。

3条、4条、7条、9条を改めるものでありますが、第3条は「請求又は要求に基づく監査」

でございます。請求または要求があった日から10日以内に着手しなければならないという内容でございますが、改正前の住民からの直接請求に基づく監査、法第75条第1項でございます監査、議会からの請求に基づく監査、町長の要求に基づく監査の行政監査、財政援助団体等などの監査に、町長の要求に基づく監査のうち公金の出納等の監査、職員の賠償責任の監査及び地方公営企業法の公金出納検査、職員の賠償責任の監査並びに住民監査請求に基づく監査を付け加えるものでございます。

続きまして、4条でございますが、監査を行うときは、あらかじめ町長またはその相手方に通知しなければならないという内容でございます。見出しを「臨時監査等」から「随時監査等」と文言を改め、改正前の行政監査、財政援助団体等の監査に、随時監査及び公金の出納等の監査を加えるものであります。

続きまして、第7条は「決算等の審査」でございますが、審査に付されたときは30日以内に意見をつけて町長に提出しなければならないという内容でございます。見出しを「決算の審査」から「決算等の審査」に改め、決算審査におきましては、地方公営企業法に係る会計の決算を加え、さらに基金運用状況審査、財政健全化法に基づく審査を付け加えたものでございます。また、ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでないただし書を追加したものでございます。

続きまして、第9条につきましては、意見を求められたときは、20日以内に意見を付して提出しなければならないという内容でございますが、見出しの「出納職員の賠償責任の審査」を「職員の賠償責任の審査等」に改め、地方自治法の条ずれを改正するため、法第243条の2第4項を法第243条の2の2第8項とし、地方公営企業法による第34条の規定を新たに付け加え、文言の整理を行ったものでございます。また、ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでないただし書を追加したものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第4、議案第2号、平泉町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

議案書2ページをお開きください。

議案第2号、平泉町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

この改正は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員のサービスの宣誓に関し必要な事項を定めるため、所要の整備を図ろうとするもので、地方公務員法第31条で規定されている職員のサービスの宣誓については、条例の定めにより、任命権者または任命権者の定める上級公務員の前で宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならないとされておりましたが、本年1月17日に、総務省自治行政局より会計年度任用職員に関する通知があり、令和元年度臨時職員であった者が会計年度任用職員に移行した場合には、任命権者の面前での宣誓書への署名を要さず、署名をした宣誓書の提出をもって足りるとされたことから、改正をしようとするものでございます。

それでは、参考資料の2ページの議案第2号参考資料、平泉町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表によりご説明をいたします。

改正後（案）の欄をご覧ください。

第2条の次に第2項として、「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。」の1項を加えようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議長(佐藤孝悟君)

日程第5、議案第3号、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務課長。

総務課長(岩淵毅志君)

議案書3ページをお開きいただきたいと思います。

議案第3号、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

この改正は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行による労働基準法の改正を踏まえ、職員の長時間労働の是正及び健康管理の観点から、平泉町規則において時間外勤務命令を行うことができる時間の上限を定めるため、所要の整備を図ろうとするもので、超過勤務を行うことができる上限時間を規定するものなどで、時間外勤務の上限などの定めを規則に委任する内容となっております。

具体的な委任内容といたしましては、時間外勤務を命ずる際には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮すること、次に、時間外勤務の上限として、月45時間、年360時間以内、また他律的業務の比重が高い部署として任命権者が指定するものに勤務する職員は、月100時間未満、年720時間以内に必要最小限の超過勤務を命ずることとされております。

なお、大規模災害への対処などの特例業務により、この上限を超えた場合は、翌年度の6か月以内に要因の整理、分析及び検証を行うことを定めようとするものでございます。

それでは、参考資料の3ページ、議案第3号参考資料、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表によりご説明をいたします。

改正後(案)欄をご覧ください。

第7条の2第2項の次に第3項といたしまして、「前項に規定するもののほか、同項に規定す

る正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。」の1項を加えようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第6、議案第4号、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

議案書4ページをお開きいただきたいと思います。

議案第4号、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

この改正は、国家公務員及び県内市町村の特別職の給与に関する取扱いの状況を踏まえた期末手当の支給率の調整を行うため、所要の整備を図ろうとするもので、本町の一般職職員の給与等につきましては、国の人事院勧告の内容を踏まえ、労使交渉により決定、改定しておりますが、特別職の給与等の額につきましては、職務の特殊性などから同様の対応は求めないものの、改定に当たっては、人事院勧告に準拠した一般職員の給与改定を考慮してきたところでございます。

今回、議案第4号といたしまして、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を本議会3月会議におはかりし、国家公務員及び県内市町村の特別職の給与に関する取扱いの状況を踏まえた期末手当の支給率の調整をお願いしようとするものでございます。

それでは、参考資料の4ページ、議案第4号参考資料、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表により説明をさせていただきます。

現行欄の第3条第2項中のアンダーライン部、「6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」を、改正後（案）欄のアンダーライン部の「100分の130」とあるのは「100分の170」と改めるものでございます。

この改正によりまして、年間3.35月から3.40月に、0.05月引き上げるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第7、議案第5号、平泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

おはようございます。

議案書 5 ページをお開きください。

議案第 5 号、平泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

今回の改正は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の整備を図るものでございます。

改正内容につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の省令改正により、放課後児童支援員の資格基準要件の対象が拡大されたことについて所要の整備を図るものでございます。

お手元に配付されております平泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表により説明をさせていただきます。

それでは、5 ページをお開きください。

第10条第3項第4号の改正についてですが、学校教育法の規定により、学校の教諭となる資格を有する者を、放課後児童支援員の基礎資格として規定していたところ、教員免許状の更新を受けていない場合の取扱いを明確にし、有効な免許状を取得した者を対象とするため、「学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者」を「教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者」に改めるものでございます。

第10号につきましては、省令の改正により、放課後支援員の基礎資格等について、一定の実務経験があり、かつ市町村長が適当と認めた者に対象を拡大されたことを受け、「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めたもの」を新たに加えるものでございます。

附則第2条第1項につきましては、国の経過措置の終了及び従うべき基準の参酌化に伴い、「平成32年3月31日」を「令和5年3月31日」に改め、経過措置期間の延長を行うものでございます。

なお、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

11番、寺崎敏子議員。

1 1 番（寺崎敏子君）

11番、寺崎でございます。

こうなりますと、今、現行である学童クラブの指導員等には問題はないのかどうかをお尋ねいたします。

議 長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

今回、この条例が改正されたことによりまして、5年以上経過している方がおりますので、その方が資格を得ることになるということでございます。

議長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

現行には支障を来さないという意味合いでございますね。ありがとうございます。

議長（佐藤孝悟君）

ほかにはございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第8、議案第6号、道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

議案書6ページをお開きください。

議案第6号、道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

国では、固定資産税評価額の評価替えに併せて、3年ごとに道路占用料の見直しを実施しており、令和元年9月に占用料の額を改定し、令和2年4月1日施行することから、当町においても国に準じ、今回、道路占用料徴収条例の一部を改正しようとするものでございます。なお、岩手県においても、占用料の額を改定した県条例の改正を行い、令和2年4月1日に施行する予定とされているところでございます。

参考資料 6 ページ、議案第 6 号参考資料、道路占用料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

別表の占用料金額の下線部を改正しようとするものです。現行に比べまして、改正後につきましては、ほとんどの構築物で占用料金額が上がっております。町道の中でも占用物件が多い電力の第 1 種電柱は、現行 360 円が改正後では 470 円に、次に多い N T T などの通信系の第 1 種電話柱は、現行 320 円が改正後では 420 円となります。

今回の改正により、年間の道路占用料は 3 割程度、金額にして 35 万円ほどの増額が見込まれます。

なお、この条例は令和 2 年 4 月 1 日施行しようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第 6 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第 6 号は原案のとおり可決されました。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第 9、議案第 7 号、平泉町水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

議案書 9 ページをお開きください。

議案第 7 号、平泉町水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

地方自治法等の一部を改正する法律が平成29年6月9日に公布され、令和2年4月1日から施行されることとなりました。これにより、地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直しについて、地方自治法第243条の2が新たに規定されたことから、現在の第243条の2、職員の賠償責任については、第243条の2の2に繰り下がることとなりました。本条例において、現在の第243条の2を引用しているため、条項ずれが生じたことに伴い、所要の整備を行おうとするものでございます。

参考資料8ページ、議案第7号参考資料、平泉町水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

第3条第1項、現行の下線部に、改正後の「及び簡易水道事業」を加えようとするものです。これは、簡易水道を含む広義の意味で水道事業と表記していたところでございますが、より分かりやすく水道事業と簡易水道事業を併記しようとするものでございます。

第5条、現行の下線部、第243条の2第8項を改正後、第243条の2の2第8項に改めようとするものでございます。

なお、この条例は令和2年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第10、議案第8号、財産の処分に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

それでは、議案書10ページをお開き願います。

議案第8号、財産の処分に関し議決を求めることについての補足説明をいたします。

高田前工業団地は、平成10年3月完成以降、平成10年に株式会社松栄堂、平成18年に福山通運株式会社、そして今年度、有限会社平安輸送の企業立地が決まったところであります。これによりまして、空きスペースがなくなったことから、用地買収を行い、第2次の造成を進めておりましたが、このたび株式会社長島製作所の企業立地が決定したところであります。

株式会社長島製作所との初折衝は平成29年10月であり、以降38回面会してまいりました。その後、立地合意に至り、今年1月27日に立地協定を締結し、高田前工業団地に進出する区画の土地売買仮契約締結を行い、本議案を3月議会に上程する運びとなった次第であります。

今後の流れといたしましては、財産処分の議決、土地売却収入等の補正予算の議決をいただき、土地代金完納後に所有権移転登記を行った後、締結工事が始まることとなっております。

株式会社長島製作所の概要といたしましては、新宮由紀子代表取締役社長が代表を務め、従業員数は約150人、自動車の部品製造、半導体関連、金属部品製造、金属金型の設計製作を行っております。

このたびの高田前工業団地への立地に当たりまして、自動車部門の自動搬送用ロボットやAI管理システムを自社開発で構築するなど、最先端技術を取り入れた新工場とし、総事業費は約6億円、来年の1月操業予定と伺っております。

また、工場内では、当町と提携し、全国から受講生を募集して、プログラミングの高度技術者を養成する講座を開く予定となっております。

また、事業拡大に行い、従業員を順次増やしていくことになろうかと思っておりますので、当町といたしましても、地元雇用をお願いいたしている所存であります。

参考資料の9ページ、議案第8号参考資料をお開き願います。

このたび、株式会社長島製作所に売却予定の高田前工業団地は、平泉字宿から平泉字大平のG地区のうち、黄色い平場4筆、1万121平米、緑色ののり面4筆、1,352.33平方メートル、8筆総面積は1万1,473.33平方メートル、売却代金は1,000円未満を切り捨てた額8,205万8,000円となります。

以上で補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤孝悟君）

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議長(佐藤孝悟君)

日程第11、議案第9号、平泉町指定金融機関の指定の変更についてを議題とします。

本案について会計管理者の補足説明を求めます。

荻山会計管理者。

会計管理者(荻山義浩君)

議案書11ページをお開き願います。

議案第9号、平泉町指定金融機関の指定の変更についての補足説明をいたします。

平泉町の指定金融機関は、地方自治法第235条及び同法施行令第168条第2項に基づき、昭和48年6月1日から、現在のいわて平泉農業協同組合を指定金融機関に指定し、公金の収納及び支払い事務の取扱いを行ってまいりましたが、昨年11月7日に指定金融機関から文書による解約の申出を受けました。解約の主な理由は、人員の確保が難しいということでした。

この申出は、契約書において、契約の変更または解除を規定しております第9条、第19条第3号の乙、この場合はJ Aいわて平泉になりますが、乙において、この契約の一部を変更しようとするとき、または解除しようとするときは、2月前に甲、平泉町に予告しなければならないというものによるものでございます。

町といたしましては、この契約解除の申出を承諾し、町内に支店のある金融機関3行に指定金融機関の受入れを打診したところ、唯一受入れの意思表示のありました株式会社岩手銀行を令和2年4月1日から指定金融機関として指定するものでございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長(佐藤孝悟君)

以上で会計管理者の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

8番、佐々木一治議員。

8番(佐々木一治君)

ご説明いただきまして、そういうことでございますが、指定金融機関が変わるということでございます、その指定については、ご存じの手数料がかかるわけでございます、手数料についてはどのぐらいの金額で何%ぐらいになるでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

荻山会計管理者。

会計管理者（荻山義浩君）

手数料の総額といたしまして、前年比で397万円ほど増えるという予定でございます。

議長（佐藤孝悟君）

よろしいですか。

（発言する者なし）

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

ほかにありませんか。

ないようでしたら、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時09分

議長（佐藤孝悟君）

それでは、再開をいたします。

議長（佐藤孝悟君）

日程第12、議案第10号、令和元年度平泉町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

議案書12ページをお開きください。

議案第10号、令和元年度平泉町一般会計補正予算（第6号）につきまして補足説明をさせていただきます。

裏のページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正の補正額で説明をさせていただきますが、款項同額の場合は項の補正額でご説明をいたします。

はじめに、歳入でございます。

1 款町税51万1,000円、1 項町民税527万7,000円、これは法人現年課税分の増額でございます。4 項町たばこ税447万6,000円の減、これは現年課税分の減額でございます。5 項入湯税29万円の減。

6 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金2,164万6,000円の減、これは地方消費税交付金の減額でございます。

12款分担金及び負担金、1 項負担金141万3,000円の減、これには保育料、現年度分272万5,000円の減額と保育料、他市町村受託分216万2,000円の増額が含まれております。

13款使用料及び手数料、1 項使用料103万2,000円の減。

14款国庫支出金688万2,000円の減、1 項国庫負担金173万1,000円、これには児童手当負担金768万5,000円の減額、公共土木施設災害復旧事業負担金756万8,000円の増額が含まれております。2 項国庫補助金839万7,000円の減、これには子ども・子育て支援交付金221万円の減額、子ども・子育て支援事業補助金654万5,000円の減額が含まれております。3 項委託金21万6,000円の減。

15款県支出金989万9,000円の減、1 項県負担金247万3,000円の減、これには後期高齢者医療制度保険基盤安定事業費負担金284万円の減額が含まれております。2 項県補助金321万3,000円の減、これには子ども・子育て支援事業補助金589万円の増額、生活再建住宅支援事業補助金714万8,000円の減額が含まれております。3 項委託金421万3,000円の減。

16款財産収入8,283万2,000円、1 項財産運用収入3万3,000円、2 項財産売払収入8,279万9,000円、これには高田前工業団地、工業用地の売却代金8,205万8,000円が含まれております。

17款寄附金、1 項寄附金1,323万6,000円、これには指定寄附金1,318万9,000円が含まれております。

18款繰入金、13ページをお開きください。2 項基金繰入金1億8,623万6,000円の減、これには財政調整基金繰入金1億8,460万6,000円の減額が含まれております。

20款諸収入418万9,000円、1 項延滞金、加算金及び過料80万円、2 項町預金利子4,000円、5 項雑入338万5,000円、これには市町村振興協会市町村振興助成金314万8,000円の増額が含まれております。

21款町債、1項町債70万円の減、これには農林債、かんがい排水事業640万円の増額、土木債、道路橋梁改良事業530万円の減額が含まれております。

歳入合計補正額1億2,704万円の減。

13ページの裏をお開きください。

次に、歳出でございます。

1款議会費、1項議会費85万1,000円の減。

2款総務費520万3,000円の減、1項総務管理費353万3,000円の減、これにはふるさと応援寄附基金積立金1,149万円の増額、パソコン等購入費777万8,000円の減額が含まれております。2項徴税費130万円の減、3項戸籍住民基本台帳費104万8,000円、4項選挙費137万2,000円の減、5項統計調査費4万6,000円の減。

3款民生費2,795万1,000円の減、1項社会福祉費137万8,000円の減、これには健康福祉交流館特別会計繰出金503万7,000円の増額、後期高齢者医療特別会計繰出金389万9,000円の減額が含まれております。2項児童福祉費2,657万3,000円の減、これには児童手当費878万円の減額、臨時職員賃金970万円の減額が含まれております。

4款衛生費1,463万6,000円の減、1項保健衛生費1,241万6,000円の減、これには職員給料506万円の減額が含まれております。2項清掃費222万円の減、これは浄化槽設置整備事業補助金の減額です。

6款農林水産業費、1項農業費418万7,000円の減、これにはかんがい排水事業負担金、束稲第2地区の665万2,000円の増額が含まれております。

7款商工費、1項商工費10万円の減。

8款土木費1,531万5,000円の減、1項土木管理費61万円の減、2項道路橋梁費435万9,000円の減、これには用地測量及び分筆登記委託料286万5,000円の減額、町道祇園線工事費1,395万3,000円の減額、平泉スマートインターチェンジ整備工事費1,859万9,000円の増額が含まれております。3項河川費128万1,000円の減、4項都市計画費894万8,000円の減、これには生活再建住宅支援事業補助金708万4,000円の減額が含まれております。5項住宅費11万7,000円の減。

14ページをお開きください。

9款消防費、1項消防費153万6,000円の減。

10款教育費6,093万4,000円の減、1項教育総務費546万6,000円の減、2項小学校費522万4,000円の減、これにはパソコン購入費428万8,000円の減額が含まれております。3項中学校費284万5,000円の減、これにはパソコン購入費205万6,000円の減額が含まれております。4項幼稚園費388万4,000円の減、5項社会教育費4,211万3,000円の減、これには発掘作業員賃金749万円の減額、社会教育施設整備費用地取得費2,815万7,000円の減額が含まれております。6項保健体育費140万2,000円の減。

11款災害復旧費、1項土木施設災害復旧費412万円、これには災害復旧工事費補助分773万円の増額、災害復旧工事費単独分300万円の減額が含まれております。

12款公債費、1項公債費44万7,000円の減。

歳出合計補正額 1 億2,704万円の減。

次に、14ページの裏をお開きください。

第2表繰越明許費でございます。

繰越事業の説明をさせていただきます。

8款土木費、2項道路橋梁費、平泉スマートインターチェンジ整備事業4,455万3,000円、町道祇園線 1 億464万円。

11款災害復旧費、1項土木施設災害復旧費の補助の4,210万円。

次に、15ページをお開きください。

第3表地方債補正でございます。

限度額の変更でございまして、農村地域防災減災事業の800万円を890万円に。かんがい排水事業の270万円を910万円に。基幹水利施設ストックマネジメント事業の250万円を160万円に。道路橋梁改良事業の3億5,390万円を3億4,860万円に。消防車両購入事業の4,650万円を4,520万円に。公共土木施設災害復旧事業の1,990万円を1,940万円にそれぞれ変更しようとするものでございまして、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更前と同じでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

それでは、27ページの裏にございます道路新設改良費の15節町道祇園線工事費1,395万3,000円減額になっておりますが、当初見込みとどこが見込み違いだったのかお伺いしたいのと、その下にございます17節の用地取得費、これの工事に関連するものかとは思いますが、その事情もお伺いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

27ページ裏の土木費の道路新設改良の工事請負費の町道祇園線工事費1,395万3,000円の減でございます。こちらにつきましては、現在、国土交通省さんのほうで施工しております小金沢橋付近でございます。その付近の一部盛土工事等を予定しておりましたけれども、橋梁工事のほうがちよっと遅れておりますので、その部分でここの工事費を減らして、下のスマートインターチェンジ整備工事のほうに回しているというような状況でございます。

あとは、その用地費でございます。用地費につきましては、これは、土地開発基金のほうで既に用地は買ってございまして、年次計画で戻しているような形でございます。トータル額で工事費のほう、事業費割合、下の工事負担金、小金沢橋工事の負担金も増額しておりますので、事業費内のやり取りということで、その土地開発基金のほうへの繰り出しを次年度に回した部分がある

ものの減額というような調整を、事業費全体、補助対象事業費枠内で調整しておくために、基金のほうへ戻すお金のほうを減額しているということです。土地に関しては、もう既に契約している部分でございます。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

そうしますと、盛土工事が今回中止になったということですが、この費用を祇園線の進捗状況に影響しないのかということと、完成年度にこれらはずれ込んでこないのかお伺いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

いずれ、令和2年度の完成を目指してやっているわけでございますけれども、今回の補正は、一部繰越しをしております。これは、予算書の14ページの裏でございますけれども、そちらのほうでスマートインターチェンジ整備費で4,500万円ほど繰り越しておりますし、祇園線のほうで1億円繰り越しておるところでございます。その中で、繰越事業も含めながら新年度予算と合わせて来年度の事業ということで整備をしていきたいと考えているところでございます。

今のところは来年度中という予定で施工を、繰越しを含めて来年度予算と合わせて施工するという予定でございます。

盛土部分につきましては、来年度も引き続き行っていく場所ございまして、橋梁と併せて来年度中に実施、施工、完成を目指すというところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

よろしいですか。

そのほかございませんか。

2 番、高橋拓生議員。

2 番（高橋拓生君）

26ページ裏の19節の負担金補助及び交付金のところの右側の北照井堰地区の事業負担金と束稲第2地区の負担金と北大堰地区の負担金、3つありますけれども、この時期の年度末の増額される理由についてお聞きしたいと思います。

あともう一つですが、32ページの10款教育費の中の13節委託料、長島球場グラウンド整備業務委託料ですが、これは3年計画の最終年になっていると思いますけれども、減額されて、これで事業が終了するののかということをお伺いしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

26ページの裏の農地費の19節ですけれども、それぞれ農村地域防災減災事業負担金、かんがい排水事業負担金、それから農村地域防災減災事業負担金、これは事業主体は県でありまして、県

の負担金ということで、国の予算の配分に応じて、この時期にいつも予算額に応じた配分が決まるといふことで、この時期の、例年、補正というふうな対応にさせてもらっております。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

32ページの保健体育費、保健体育施設費の13節委託料の部分でございますが、球場管理に関わる委託料で、今回補正額につきましては、入札減というところで減額補正ということになりました。あと、整備計画、3年計画で一区切りというところで、今年度をもって一旦、一区切り終了ということでございます。

議長（佐藤孝悟君）

よろしいですか。

ほかにございませんですか。

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

それでは、28ページの土木費のところでございます。19節補助金のところですよ。100万円、景観阻害要因撤去等の事業補助金ありますが、この説明と、それから、31ページの裏、文化財調査整備費のところ、裏側で発掘作業員賃金が大い減額ですが、この理由等をお知らせください。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

28ページ、土木費、景観形成推進費、一番下でございます。景観阻害要因撤去等事業補助金、減額の100万円でございます。こちら、予算的に150万円持っていて、内容的には屋外広告物条例にそぐわない看板、広告物等の撤去をした場合に補助を、2分の1の補助で最大50万円の補助ということで事業を進めておりました。今年度、なかなか申請が少なくて、現在、見込みで1件あるという見込みで50万円だけをとりあえず残して、あと、ほかいろいろ働きかけているのですけれども、なかなか会社の事情とかで申請が上がってこなかったんで、150万円持っているうちの予算の100万円を今回減額ということにしたところでございます。1件分は残していたというところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

千葉平泉文化遺産センター所長

平泉文化遺産センター所長（千葉登君）

31ページ、文化財調査整備費の7節賃金でございます。31ページ裏の発掘作業員賃金合わせましてでございますが、これにつきましては、新社会教育施設の発掘調査を令和元年度に予定しておりましたけれども、関係課とも協議したのですけれども、元年度については調査ができなかったということで、賃金含め関係の予算を減額したというところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

それで、この景観阻害要因撤去等事業補助金はシルバー人材センターのほうに委託して補助金出しているということでしたね。それで、たしかそのような気がしたのですが、そのところも少し確認の上、それから、今の説明だと、まだ阻害要因があるのだけれども今年は1件しかない、申請してくれたのは1件しかなかったということで、やっぱり景観条例も含めて、そこも根強く委託された事業所だけではなくて、当局のほうも丁寧な指導、監督もする必要があるかというふうに思いますが、その辺のところをもう一度お願いします。

それから、発掘作業員の賃金の件について、冒頭に私も差し替えがあったりなんかというところで、気をつけてほしいということがありました。これで、担当課同士のコミュニケーションといたらないのでしょうか。きちんとした打合せとかすり合わせが非常にないと、それぞれの課がこのように減額があったり、それから見落としがあったりということが出てくるのでないかというふうなのが、すごく危惧されておりました。それで、担当課同士の連携を、これは深めて、きちんとした予定どおりのものをできれば近づけていただきたいというふうに思います。その賃金についても、多分、担当課でもご苦労されたのでないのかなというふうに思いますので、今後、この辺のところは担当課同士のすり合わせをしていただければというふうになります。何のための予算かということになりますので、ここは意見にします。

阻害要因のところはちょっと説明をお願いします。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

議案書28ページの土木費の景観阻害要因撤去等事業補助金でございますけれども、こちらのほうは、主に民間会社さんが掲げている広告、看板、その色とか大きさとかが基準に合わないの新しいものに取り替えるもしくは撤去していただくという工事費に係る補助金でございますので、シルバー人材ではなくて、民間の看板屋さんとかが工事した場合に補助するようなものでございまして、補助金につきましては、その事業者さんというか、看板の持ち主である方が申請をしてくるというようなものでございます。

こちらのほうでも、数年前といいますか、この景観条例できた当時に点検をしていますし、あとは毎年随時パトロールしております、その景観条例に違反している広告物につきましては、直接訪問して、こういう補助金があるので変えていただけないかというようなことで、訪問はさせていただいているところでございます。その中で、民間会社の中でも本社決裁が欲しいということで、その場所、平泉町内の場所だけでは解決できないところ、例えばお店が全国散らばっているわけです。大阪のところもありましたし、盛岡のところもありますのでけれども、そういうところの決裁をいただいてから手をつけるというようなところもございまして、お声がけをしてから着手までに結構年数かかる会社もございまして、そういうようなことで、一応訪問などはしなが

ら、この補助金の利用については推進をしているところでございます。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

では、ちょっとシルバーのところは私の勘違いでございました。そうすると、まだまだその阻害要因となるような看板、色等があるというわけでございますね。そういうふうになってきますと、まだ後々何件あるし、新しい進出する会社等にはそのことをきちんと説明されていると思いますので、その辺のところは、やっぱり細かいことにはなりますけれども、町としての取組として、やっぱりそこら辺を、指導を入れていただければというふうに思います。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございますか。

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

20ページの諸収入の雑入の中の地域支援事業委託金が総合事業ということで134万円が減額になっておりますけれども、支出のところ、24ページ、こちらの19節の中の地域支援事業補助金が54万9,000円の減額ということで、これは、地域での百歳体操とか、そういったところの地域でそういった支援をしてくださる方への補助金だと思っておりますけれども、これは、今後どういう、町内、そういうところもかなり増えてきていると思っておりますけれども、今後、もっと、100%を目指す形で進めていくのかということが1点目です。

次に、28ページの土木費の中の都市計画総務費の中の19節生活再建住宅支援事業補助金、これが700万円ほど減額になっておりますけれども、このことにつきまして、東日本大震災の復興の関係の補助事業だと思っておりますけれども、これはいつ頃までの、年度を区切った補助事業なのか、そして、この時期になって町としてはどういう取組を行っていくのかということの内容について、この2点を質問いたします。

議長（佐藤孝悟君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

20ページの雑入の地域支援事業委託金、総合事業の減額でございますが、こちら、介護予防事業ですとか、地域での介護予防の事業等に行っているものでございますけれども、その事業の、介護予防事業の精査いたしまして、実績に基づきまして今回この委託金を減額というような形になっております。実績がほぼ固まりましたので、それに伴いまして、総合事業の実施状況ですとか、参加人数ですとか、そういうものに合わせまして精査いたしまして委託金のほうが減額になっているというところでございます。

それから、24ページの19節の負担金補助及び交付金の中の地域支援事業補助金でございますが、

こちらは、地域住民が主体となっていきいき百歳体操ですとか、そういうものをしていただいていた中で、補助しながら地域で実施していただくというような形になっているのですが、その中で、今、補助を受けて実施している地域が増えているというところですが、地域によっては補助金を特に必要としないで、地区の公民館のほうで椅子とか、あと音響設備とか、そういうものも設置になっているというようなところもあったりですとか、それから、この補助金を申請するための事務的なことをする人材がなかなか、こちらもお手伝いしながらやっているところではあるのですが、なかなか手をつけられないというような地域もありましたので、それでのこちら補助金の減額というふうになっております。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

28ページの土木費の都市計画総務費の負担金補助及び交付金でございます。まずはこの生活再建住宅支援事業補助金でございますけれども、その下の木造住宅、あとは被災住宅債務利子補給補助金ということでございます。この3つは県の100%補助で東日本大震災で被災に遭った住宅の補修とか、耐震改修に係る補助金でございます。これは、令和2年度までと県のほうでは計画をして行っておる補助金でございます。今回減額いたしましたのは、改修はございませんで、補修関係で7件ありまして、当初予算では、最大で10件ほどを見込んでいたわけなのですが、7件の申請で今年度はそのくらいだったということで、差額を減額しているわけでございます。

あとは、災害復興住宅の新築なんていうのもあるのですが、これは、全半壊された方が住宅を新築される場合の補助でして、こちら、町内では全半壊の住宅がないということで該当がなくて、ほかの地域で被災された方が平泉町内で住宅を建築する際に使える制度というふうな制度でございます。いずれ、こちらの申請もございませんでしたということで、予算的にはマイナスになっておるということでございます。

あとは、利子補給補助金につきましては、令和2年度までに実施、これの上の2つの補助金で実施された事業に対して申請された方の補助金は、令和2年実施された方までは、その償還が終わるまでは手当てしていくというような形となっております。

いずれ、申請件数も、被災に関して申請件数につきましても、減ってきておりますし、令和2年度で被災後10年たつということで、県のほうでも終息するような方向で動いておりますし、これに代わる町のものというものは、直接この東日本大震災の被災に関わるものというものは、今現在では考えておらないというようなところでございます。広い意味での補助金であれば、いろいろあると思いますが、この東日本大震災に係る分については、現在考えておらないというところでございます。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

地域支援事業ということで、確かに所長おっしゃるように、条件があるということで、その条件があるためになかなかというところもあるようですので、条件を緩和というか、そういうことは、これは広域行政組合のほうの基準という形で補助しているところなので、それを緩和ということはできないものなのでしょうね。何か、確かに高齢者がもちろん健康になるということは目的なのですけれども、それを機会に本当にふだんなかなか集まる機会がない高齢者が、非常にいい形で増えている、実施の地域も増えているのですけれども、なかなかそれが整わなくてできない地域もあるやに聞いておりますので、そういうところももう少し考えていくべきではないのかなというふうに思いますので、こここのところを、今回はこの補正ということでの減額のようにも、次につながるような形でやっていただければなというふうに思います。

それから、住宅再建のことにつきましては、令和2年度で終了ということになるわけですね。また新たなという、町のところではないというふうな、確認ですけれども。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

こちらは、これ、東日本大震災に関わっての補助ということは、これは考えていないということでございまして、ほかの意味の、補助制度ということで広い範囲でいえば政策的ないろんな補助制度があるかと思いますが、それは、随時その場で何が必要なかということを経験しながら検討して、適時に創設というかたちでしていく方向で検討はしてまいるということでございます。これは、特に何だということはないのですけれども、何か効果的な、政策的なものがあればということでございます。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

地域支援事業の補助につきましてでございますけれども、確かに実施する地域は増えております。そういう中で、その補助の要件の軽減というお話でしたけれども、この事業は、一関市、平泉町とも協議をしながら実施しているところでもございますので、そこら辺につきましては、今後の協議をしていく必要があるかなというふうには思いますが、すぐに要件を変更しての実施というのは難しいのかなと考えております。

ということで、保健センターのほうでも、随時、地区の関係する方々とお話し合いをしながら、必要な支援について積極的にこちらからも働きかけていければと考えております。

議長（佐藤孝悟君）

8番、佐々木一治議員。

8番（佐々木一治君）

29ページの裏、教育費、30ページの教育の中学校費です。ほとんど、これ見ているとほとんど

減額なのです。こういうふうに減額、減額では総額何ぼになっているのだから、いっそ減額であれば、正確な予算が減額になるということですから、これはちょっとあまりにも減額が多過ぎるということで、何を聞くかということ、29ページの裏の18節の428万8,000円、パソコン購入費と、これも減額です、さらに、中学校費の18節の205万6,000円、このパソコン購入金額、2つやられています、前にお話聞きましたけれども、もう一度お願い申し上げます。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

29ページ裏の小学校費、学校管理費の18節備品購入費428万8,000円の減額、それから、30ページの中学校費の同じく備品購入費の205万6,000円の減額につきましては、今年度、校務用パソコンの購入をしたところですが、これに係る入札減ということでの減額となります。両方、入札減での減額です。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

ちょっと私分かりません。入札減ということですか。結局はそういうことで購入できなかったということですが、正確には購入できない、遅くなったという理由について、はっきりお答えください。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

予定どおり全て購入をした結果、入札した結果によって契約額が減少して、今回減額をするということでご理解をお願いします。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんですか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

ないようでしたら、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第13、議案第11号、令和元年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

議案第11号、令和元年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の補足説明をさせていただきます。

議案書35ページ裏をご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の場合は項の補正額でご説明いたします。歳入。

3款県支出金、1項県補助金1,795万6,000円の増、保険給付費等交付金の増額によるものでございます。

4款財産収入、1項財産収入1,000円の減、財政調整基金利子の減額によるものです。

5款繰入金、1項他会計繰入金9万9,000円の増、主に保険基盤安定繰入金保険税軽減分の増額及び出産育児一時金繰入れの減額によるものです。

7款諸収入、2項雑入4万2,000円の減、特定健康診査個人負担金の減額によるものです。

歳入合計補正額1,801万2,000円の増です。

歳出。

1款総務費、1項総務管理費112万円の減、一般管理費の減額によるものです。

2款保険給付費4,901万9,000円の増、1項療養諸費4,286万円の増、一般被保険者療養給付費の増額によるものです。2項高額療養費700万円の増、一般被保険者高額療養費の増額によるものです。4項出産育児諸費84万1,000円の減、被保険者出産育児一時金の減額によるものです。

6款基金積立金、1項基金積立金3,131万1,000円の減、財政調整基金積立金の減額によるものです。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金142万4,000円の増、保険給付費等交付金返還金の増額によるものです。

歳出合計補正額1,801万2,000円の増額でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

4 番、三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

38ページの裏です。財調のことですけれども、これによって補正した後の結局基金の残高は幾らになるのですか。伺います。

議 長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

38ページ裏の基金積立金、この考え方ということですね。3,131万1,000円が減額になったということですが、今年度におきまして療養諸費及び高額療養費等の保険給付金が5,000万円余り増額見込みであり、本来であれば市町村が保険給付に要した費用につきましては、県から普通交付金により全額交付されることになっておりますが、交付決定額を超えた保険給付費相当額につきましては、翌年度において精算され、普通交付金として算入されることとなります。今年度の不足分の給付費相当額を補うため、基金の積立金を3,131万円減額しまして、保険給付費の支出に充てるものでございます。

（発言する声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

基金残高は、これはあくまでも予算でございますので、今のところ九千何がしありまして、それが精算になりましたら、今3,000万円ちょっと余っていますので、1億1,000万円から1億2,000万円の基金残高予定となります。

議 長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんですか。

8 番、佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

39ページになります。諸支出金ということで142万4,000円、保険給付費等交付金返還金、これについてご説明をお願いします。

議 長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

39ページの償還金利子及び割引料の保険給付費等交付金返還金の内容でございますけれども、これにつきましては、平成30年度の普通交付金の精算によります。余計お金をもらっておりますので、精算した結果、この分を県、国に返すという返還金でございます。

議 長（佐藤孝悟君）

ほかにごございませんですか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。13時まで休憩といたします。

休憩 午前 11時57分

再開 午後 1時00分

議長（佐藤孝悟君）

それでは、再開をいたします。

議長（佐藤孝悟君）

日程第14、議案第12号、令和元年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

議案第12号、令和元年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

議案書40ページ裏をご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、款項同額ですので、項の補正額でご説明いたします。歳入。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料455万2,000円の増、保険料の増額によるものです。

3款繰入金、1項一般会計繰入金389万9,000の減、保険基盤安定繰入金等の減額によるものです。

歳入合計補正額65万3,000円の増額でございます。

歳出。

1 款総務費、1 項総務管理費11万2,000円の減、通信運搬費の減額によるものです。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金76万5,000円の増、保険料の増額及び保険基盤安定負担金の減額によるものです。

歳出合計補正額65万3,000円の増額でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第15、議案第13号、令和元年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

議案第13号、令和元年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

議案書42ページ裏をご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の場合は項の補正額でご説明いたします。

歳入。

1 款使用料、1 項施設使用料614万8,000円の減、主に入館料の減額によるものです。

2 款繰入金、1 項他会計繰入金503万7,000円の増、一般会計繰入金の増額によるものです。

4 款諸収入、1 項諸収入131万7,000円の減、主に食堂売上料の減額によるものです。
歳入合計補正額242万8,000円の減額です。

歳出。

1 款総務費、1 項総務管理費242万8,000円の減、一般管理費の減額によるものです。
歳出合計補正額242万8,000円の減額でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9 番、佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

44ページの14節使用料の関係なのですが、ここで売店レジスターリース料減額10万5,000円ございますが、このレジスターは年額でリースしておりますから、定額だと思ったのですが、ここで減額になった理由はどのようなことでしょうか。

議 長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

レジスター、これはリースしているものですが、以前に食堂に券売機を置いておりましたが、それが故障したために、それは買上げでございました。それで、新たに券売機をリース契約したものです。当初予算で1年間計上しておりましたが、実際使用期間は11月からですので、5月分だけだったので、その分を減額させてもらったということでございます。

議 長（佐藤孝悟君）

ほかにありませんか。

進めてよろしいですか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

進行します。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第16、議案第14号、令和元年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

議案書45ページ。

議案第14号、令和元年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について補足説明をさせていただきます。

45ページの裏をお開きください。

第1表歳入歳出予算補正です。款項同額ですので、項の補正額で説明いたします。

はじめに、歳入です。

2款使用料及び手数料、1項使用料55万円の減。

5款繰越金、1項繰越金44万9,000円の減。

7款町債、1項町債720万円の減。

歳入合計819万9,000円の減、これは、主に下水道整備費の減額に伴い、下水道事業債の借入額を減額したものでございます。

次に、歳出です。

1款下水道事業費、1項下水道事業費819万9,000円の減。

歳出合計819万9,000円の減です。これは、主に管路実施設計業務委託料、汚水管渠布設工事費の減額によるものでございます。

次に、46ページ、第2表地方債補正です。

変更後の内容について説明いたします。

はじめに、起債の目的、限度額の順で説明をいたします。

起債の目的、公共下水道事業、限度額2,420万円、流域下水道事業、限度額40万円、公営企業会計適用債、限度額470万円。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更前と同様です。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議長(佐藤孝悟君)

日程第17、議案第15号、令和元年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

菅原建設水道課長。

建設水道課長(菅原英明君)

議案書48ページ、議案第15号、令和元年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)の補足説明をさせていただきます。

48ページの裏をお開きください。

第1表歳入歳出予算補正です。款項同額ですので、項の補正額でご説明いたします。

はじめに、歳入です。

2款使用料及び手数料、1項使用料51万1,000円の減。

5款繰越金、1項繰越金8万9,000円の減。

収入合計60万円の減。

次に、歳出でございます。

1款農業集落排水事業費、1項農業集落排水事業費60万円の減。

歳出合計60万円の減。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長(佐藤孝悟君)

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

8番、佐々木一治議員。

8番(佐々木一治君)

48ページの裏ですが、歳入について、使用料51万1,000円の減は、理由についてお話しください。

い。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

当初見込額より51万1,000円少なかったということでございまして、現在、月当たり193件ほど件数の収入を得ておるわけなのですけれども、その中で、結果的には減ってしまったということでございます。極端に、請求件数が減っているわけではございませんけれども、若干件数も落ちていますし、使用料につきましても、機具類であれば、例えばトイレとかであれば、新しいものほど節水型タイプというものがついておりますので、それによる減。主なものは、使用人数の減によるもの、人口減の影響が若干出ているのではないかと思います。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

分かりました。

それで、193件だそうですねけれども、何件か減りましたということですが、何件ぐらい減ったのか、どういう理由で減ったのかということと、さらに、使用料の基本料金は幾らになっておりますか。この2点についてお伺いします。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

今、手元に件数の資料ちょっとございませんけれども、いずれ、先月が193件ございました。

あと、使用料ですねけれども、下水道の場合は水道と若干違いまして、使っていると、1トンでも使っている、使用開始しているというところで、まず基本使用料1,100円がかかります。それプラス、あとは10トンまで、ちょっと正確な数字はあれですねけれども幾ら、20トンまで1トン当たり幾らというような分を掛け合わせて、使用水量が多くなるほど1トン当たりの金額が高くなっていくというような積算方法で積算されております。水道の場合は、定水量10トンまで幾らという定額なのでございますけれども、下水道の場合はそういうような段階的な従量制という使用料金体系で徴収をしているというところでございます。

件数は、手元にごございませんけれども、先月は193件、実際何件、年度初めからというのは、4月から幾らかというのはちょっと、今ちょっと手元に資料がございませんので、詳しいところはちょっと分からない状況です。

議長（佐藤孝悟君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議長(佐藤孝悟君)

日程第18、議案第16号、令和元年度平泉町水道事業会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

菅原建設水道課長。

建設水道課長(菅原英明君)

議案書50ページ、議案第16号、令和元年度平泉町水道事業会計補正予算(第3号)の補足説明をさせていただきます。

51ページをお開きください。

令和元年度平泉町水道事業会計補正予算実施計画書収益的収入及び支出でございます。

項目同額の場合には目の補正額でご説明いたします。

はじめに、収入です。

1款水道事業収益401万円、1項営業収益、1目給水収益400万円、2項営業外収益、3目他会計補助金1万円。

2款簡易水道事業収益260万円、1項営業収益、1目給水収益260万円。

収入合計661万円。

次に、支出です。

1款水道事業費用524万8,000円、1項営業費用524万8,000円、1目原水及び浄水費112万円の減、6目減価償却費447万6,000円、7目資産減耗費189万2,000円。

51ページの裏をお開きください。

2款簡易水道事業費用71万6,000円、1項営業費用71万6,000円、6目減価償却費35万4,000円、7目資産減耗費36万2,000円。

支出合計596万4,000円。

次に、資本的収入及び支出です。

収入。

1 款水道事業資本的収入363万7,000円の減、1 項企業債、1 目建設改良等の財源に充てるための企業債460万円の減、2 項負担金、1 目負担金96万3,000円。

2 款簡易水道事業資本的収入25万6,000円の減、2 款負担金、1 目負担金25万6,000円の減。
収入合計389万3,000円の減。

次に、50ページの裏にお戻りください。

第4条、予算第5条に定めた企業債の額を、次のとおり改める。

変更後の内容について説明いたします。

起債の目的、水道建設改良事業、限度額1億800万円。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更前と同様です。

今回の補正は、主に給水使用料の増額と改良事業の実施状況精査に伴う減価償却費及び資産減耗費の増額です。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

9 番、佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

53ページにございます減価償却費、ここで447万6,000円増になっておりますが、簡易水道の減価償却と比べても多大な額になっているのですが、これは、管路とか新たな機械導入が年度内にあって、期末に向けての調整なのか、その定額と定率あると思うのですが、それらの比率はどのようなになっているのかお伺いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

減価償却費につきましては、水道事業のほうが簡易水道に比べて高額になっておるということ
でございます。今回、減価償却費は、事業の実施、あとは実施によりまして廃止するものも、い
ろいろ差引きありまして、精算していくわけなのですけれども、今回、今年度初めて補正してお
ります。当初予算を組む段階、12月の段階で、差し当たり見込み数量を押さえまして、それに伴
う減価償却費等を計算しているわけでございます。物件としては、土地、建物、構築物、管路、
あとは機械装置とかもろもろあるわけなのですけれども、その中で、今年度末に向けての決算額
のために精査してはじき出したということでございます。資産につきましても、浄水施設、特に
処理施設などは簡易水道に比べて上水のほうが大きいものがございますから、金額的にも若干と
いいますか、高くなってきているという状況でございます。いずれ、昨年度決算を受けて、今
年度末を見込んでの減価償却費、資産減耗費等々の算出の結果ということの補正ということでご
ざいます。

率に関しては、ちょっと、今の段階資料ないのでちょっと、この場ではちょっとお答えはでき

ないような状況でございます。

以上です。

議 長（佐藤孝悟君）

佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

そうしますと、年当初の予算段階での減価償却とこれだけの乖離があった。初年度だからこれほど乖離があったのかどうか、年度内に新たな取得とか、廃止とか、いろいろ動きはあったのだと思うのですが、これほど額が動くというのは初年度だったからだという理由になりますか。そこをお願いします。

議 長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

特に浄水場関係は、施設老朽化に伴いまして、更新事業を二、三年前から大きくやっておるところでございます。30年度につきましても、いろいろ、非常発電機の更新とか、高額な機械の更新事業を行っているということで、若干額のほうが大きく動いてくる要因もあったということでございます。

以上です。

議 長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんですか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

それでは、進行します。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第19、発議第1号、平泉町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改

正する条例を議題とします。

提出者の説明は既に終えておりますので、直ちに質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (佐藤孝悟君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (佐藤孝悟君)

討論なしと認めます。

これから発議第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 (佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

議長 (佐藤孝悟君)

日程第20、議案第24号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町長 (青木幸保君)

それでは、追加議案、事件案件1件につきましてご説明をさせていただきます。

議案書その2の1ページをお開き願います。

議案第24号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に関し議決を求めることについてでございます。

提案理由でございますが、戸河内辺地における公共的施設の整備を促進するため、当該辺地に係る総合整備計画を変更しようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 (佐藤孝悟君)

これで提案理由の説明を終わります。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長 (八重樫忠郎君)

それでは、議案書その2の1ページをお開き願います。

議案第24号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に関し議決を求めることについての

補足説明をいたします。

戸河内辺地は、字泉ヶ城など8字地区であり、5年間ごとの辺地総合整備計画に掲載することで、道路や水道、消防施設等の公共施設を整備するに当たって、財源措置されるというものです。このたび、県との協議が調いましたので、上程させていただきました。

議案書その2、1ページの裏、別紙をお開き願います。

このたびの第2次変更の総合整備計画書です。

1、辺地の概況、2、公共的施設の整備を必要とする事情についての変更はございません。

3、公共的施設の整備計画の表の部分、町道、橋梁、これは町道桐畑線のことでございます。

次に、飲料水供給施設、これは戸河内浄水場のろ過機の増設に関してでございますが、これらについては、既に事業が終わっておりますが、その下の消防施設140万円をこのたび追加した次第でございます。これは、東郷地区の地下式の消火栓を地上式に直すというものでございます。地下式消火栓は、降雪時の消火活動に支障を来すおそれがあるため、地域住民の安全かつ消防活動の保持を目的とし、効率的に進めるというもので、令和2年度に計画を変更するものです。

以上で補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

8番、佐々木一治議員。

8番（佐々木一治君）

今、ご説明いただきましたが、町道、橋梁ということでございますが、1,200万円、事業費、ということですが、これは金額は分かりましたけれども、どういう箇所で、どういう形で、どういう用途に使えるのかお知らせ願います。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

これも戸河内辺地計画に載っていることによりまして、充当率が100%で普通交付税算入が80%の辺地債を使うことができるということでございます。それで、この計画書のとおり、この使える公共的施設としましては、町道、橋梁、これは先ほども申し上げたとおり、町道桐畑線の道路改良工事事業でございます。あと、その下の飲料水供給施設につきましては、戸河内浄水場緊急ろ過機増設事業についてでございます。これらについて、今まで使ってまいったということで、このたび、消防施設としまして消火栓を1基東郷地区に設置したいというふうに考えております。

議長（佐藤孝悟君）

よろしいですか。

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

消防施設なのですけれども、これによって、令和2年度ということなのですけれども、この戸河内地域の消火栓の整備というのは、一通り終わったということ、終わるということなのですか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

3区、戸河内地区の消火栓の設置個数につきましては7基ございます。そのうちのこの東郷地区の1基を地下式から地上式に変えるというようなことでございます。いずれ、新たに新設というのは、今現在は考えておりませんので、まずはこの7基の中で対応させていただくというようなこととなります。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

消火栓については、令和2年度の予算分析表によれば、この140万円は地方債で財源を賄うというふうになったというふうに見えるのですが、この予算つくる段階で県と折衝して額が決まっていたということだと思っておりますが、県からの認可が下りなかったのは、この地方債の発行に関して下りなかったという理解でよろしいかどうかお伺いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

当初は、県との協議では150万円ということで協議済みでございましたが、町の役場の中で、事業を精査した結果、140万円で工事ができるということになりまして、予算書には140万円で計上いたしておりましたが、県のほうと140万円に変更する協議が、ちょっと時間がかかったということでございます。

議長（佐藤孝悟君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第21、議案第17号から、日程第27、議案第23号まで、令和2年度一般会計予算及び特別会計予算並びに下水道事業会計予算、水道事業会計予算、合計7件を一括議題とします。

本案について、予算特別委員長の報告を求めます。

10番、千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

委員会の報告を申し上げます。

平泉町議会議長、佐藤孝悟様。

予算特別委員会委員長、千葉勝男であります。

委員会審査報告。

議案第17号、令和2年度平泉町一般会計予算、議案第18号、令和2年度平泉町国民健康保険特別会計予算、議案第19号、令和2年度平泉町後期高齢者医療特別会計予算、議案第20号、令和2年度平泉町健康福祉交流館特別会計予算、議案第21号、令和2年度平泉町町営駐車場特別会計予算、議案第22号、令和2年度平泉町下水道事業会計予算、議案第23号、令和2年度平泉町水道事業会計予算。

本委員会に付託された上記の議案について、3月9日、10日の両日にわたり審査した結果、次の意見を付して原案可決すべきものと決定したことから、会議規則第76条の規定により報告します。

裏面でございます。

審査意見。

1、大型事業への財政出動が続く中、自主財源の確保に努め、基金の取崩しは慎重に行われたい。また、災害の多発や予測できない疾病などによる危機管理に対応できる柔軟な財政運営に努められたい。

2、少子化対策については、定住化促進及び子育て環境の充実に努められたい。

3、農林業の振興策に当たっては、地域の実情に対応した政策を推進されたい。

4、産業振興策を積極的に促進し、効果的な予算執行に努められたい。

以上であります。よろしく申し上げます。

議長（佐藤孝悟君）

これで予算特別委員長の報告を終わります。

ただいま議題となっております7件の議案は、予算特別委員会において審査が十分なされたものでありますので、質疑を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

議案第17号、令和2年度平泉町一般会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第17号を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものです。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号、令和2年度平泉町国民健康保険特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第18号を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものです。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号、令和2年度平泉町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第19号を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものです。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号、令和2年度平泉町健康福祉交流館特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第20号を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものです。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号、令和2年度平泉町町営駐車場特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第21号を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものです。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号、令和2年度平泉町下水道事業会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第22号を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものです。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号、令和2年度平泉町水道事業会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第23号を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものです。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。着席のまま休憩といたします。

休憩 午後 1時43分

再開 午後 1時44分

議長(佐藤孝悟君)

それでは、再開をいたします。

議長(佐藤孝悟君)

日程第28、同意第1号から、日程第29、諮問第1号まで、合計2件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

青木町長。

町長(青木幸保君)

それでは、追加議案、人事案件の説明をさせていただきます。

議案書その3の1ページをお開きください。

同意第1号の提案理由を申し上げます。

教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてでございます。

次の者を教育委員会の委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

氏名、千葉義信。

住所、生年月日は記載のとおりでございます。

この同意案件は、三澤恒委員から令和2年3月31日をもって辞職したい旨の届出がありました

ことから、新たに千葉義信氏を教育委員に選任したいので、議会の同意をお願いしようとするものでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、引き続き提案させていただきます。

議案書その3の2ページをお開きください。

諮問第1号の提案理由を申し上げます。

人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについてでございます。

次の者を人権擁護委員に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

氏名、千葉博昭。

住所、生年月日は記載のとおりでございます。

この諮問案件は、千葉博昭委員が令和2年6月30日をもって任期満了となりますことから、引き続き推薦したいので、意見を求めるものでございます。どうぞよろしくお願ひをいたします。

議長（佐藤孝悟君）

これで説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略して、採決します。

初めに、同意第1号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願ひます。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、同意第1号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては同意することに決定しました。

次に、諮問第1号、人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについてを採決します。

本件は原案に異議のないことを答申することに賛成の方は起立願ひます。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、諮問第1号、人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについては原案に異議のないことを答申することに決定しました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第30、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

令和2年度中に開催が予定されている各種会議、議員研修等については、別紙議員派遣一覧表のとおり派遣することにしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、令和2年度中に開催が予定されている各種会議、議員研修等については、別紙「議員派遣一覧表」のとおり決定しました。

お諮りします。

ただいま決定した別紙議員派遣一覧表以外に議員の派遣の必要が生じた場合は、その都度、議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣一覧表以外の議員の派遣については、そのように取り扱うことに決定しました。

議 長（佐藤孝悟君）

以上で本定例会3月会議に付議された全ての議案が議了しました。

閉議の宣言をします。

ご起立願います。

これをもって、令和2年平泉町議会定例3月会議を閉議します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時50分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 高 橋 拓 生

署名議員 佐 々 木 一 治

同 升 沢 博 子